

平成 30 年 度

沖繩県健全化判断比率審査意見書

沖繩県資金不足比率審査意見書

令和元年 9 月

沖繩県監査委員

目 次

平成30年度沖縄県健全化判断比率審査意見書	1
健全化判断比率の概要	2
平成30年度沖縄県資金不足比率審査意見書	9
資金不足比率の概要	10
(参考)	
1 用語の説明	11
2 比率算定の対象となる範囲	12

平成30年度沖縄県健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和元年8月1日付け総財第228号をもって審査に付された平成30年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

2 審査の概要

審査に当たっては、健全化判断比率の算定が、関係法令に沿って正確に行われているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として実施した。

3 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に算定し、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率

	平成30年度 (%)	平成29年度 (%)	比較 増減(△)	早期健全 化基準(%)	財政再生 基準(%)
①実質赤字比率	—	—	—	3.75	5
②連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15
③実質公債費比率	8.4	9.0	△0.6	25	35
④将来負担比率	45.0	47.5	△2.5	400	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため「—」で表示している。

4 審査の意見

実質赤字額及び連結実質赤字額は生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されない。

実質公債費比率は8.4%で、前年度に比べ0.6ポイント低くなっており、早期健全化基準である25%を下回っている。

将来負担比率は45.0%で、前年度に比べ2.5ポイント低くなっており、早期健全化基準である400%を下回っている。

以上のとおり、健全化判断比率については、いずれも早期健全化基準を下回っていることから、引き続き適正な行財政運営に努めていただきたい。

健全化判断比率の概要

財政健全化法においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めている。

この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合は、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らねばならない。

1 実質赤字比率の状況

(1) 実質赤字比率とは

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

(2) 算定式

実質赤字比率の算定式は次のとおりである。

$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{(-)}{(378,095,892\text{千円})}$

(3) 一般会計等の実質収支

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計が赤字の場合は、その赤字額が実質赤字額となるが、各会計の実質収支額は次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

(千円)

会 計 名	平成30年度	平成29年度	比較増減(△)
一 般 会 計	70,203,692	78,177,767	△ 7,974,075
沖縄県農業改良資金特別会計	131,969	152,095	△ 20,126
沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計	9,641	4,451	5,190
沖縄県中小企業振興資金特別会計	1,298,555	1,137,232	161,323
沖縄県下地島空港特別会計	△ 308,104	△ 310,787	2,683
沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計	△ 20,738	△ 26,203	5,465
沖縄県所有者不明土地管理特別会計	164,052	159,158	4,894
沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計	372,507	537,642	△ 165,135
沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計	89,795	82,702	7,093
沖縄県産業振興基金特別会計	100,809	89,036	11,773
沖縄県公債管理特別会計	△ 66,427,113	△ 74,302,085	7,874,972
合 計	5,615,065	5,701,008	△ 85,943

(注)・実質赤字比率は、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計による歳入及び歳出を基に算定する。

・健全化判断比率の算定で用いられている実質収支額は、事業繰越額を考慮したもの。

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計は56億1,506万5千円の黒字で、前年度と比較すると、8,594万3千円減少(減少率1.5%)している。

(4) 算定結果

実質赤字比率は、実質赤字がないため、前年度と同様、算定されない。

平成30年度	平成29年度	比較増減(△)
—	—	—

2 連結実質赤字比率の状況

(1) 連結実質赤字比率とは

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

(2) 算定式

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{(-)}{(378,095,892\text{千円})}$$

(3) 実質収支額及び資金不足額・資金剰余額

一般会計等の実質収支額と公営事業会計の資金不足額・資金剰余額を合計した額が赤字の場合は、その赤字額が連結実質赤字額となるが、この実質収支額及び資金不足額・資金剰余額は、次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

(千円)

会 計 名		平成30年度	平成29年度	比較増減(△)
一般会計等の実質収支額		5,615,065	5,701,008	△ 85,943
公 営 事 業 の 資 金 不 足 額 (△) ・ 資 金 剰 余 額	沖縄県駐車場事業特別会計	77,331	10,793	66,538
	沖縄県国民健康保険事業特別会計	1,230,073	—	1,230,073
	沖縄県水道事業会計	12,384,817	12,664,147	△ 279,330
	沖縄県工業用水道事業会計	804,176	765,538	38,638
	沖縄県病院事業会計	7,849,826	8,012,714	△ 162,888
	沖縄県下水道事業特別会計	1,143,651	1,155,987	△ 12,336
	沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇覇地区特別会計	279,383	201,905	77,478
	沖縄県中央卸売市場事業特別会計	8,744	10,159	△ 1,415
	沖縄県宜野湾港整備事業特別会計	106,694	86,062	20,632
	沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	59,514	47,351	12,163
	沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計	5,377,801	5,817,243	△ 439,442
	沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計	0	0	0
沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計	914,610	769,062	145,548	
合 計	35,851,685	35,241,969	609,716	

実質収支額及び資金不足額・資金剰余額を合計した額は358億5,168万5千円の黒字で、前年度と比較すると、6億971万6千円増加(増加率1.7%)している。

(4) 算定結果

連結実質赤字比率は、連結実質赤字がないため、前年度と同様、算定されない。

平成30年度	平成29年度	比較増減(△)
—	—	—

3 実質公債費比率の状況

(1) 実質公債費比率とは

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

(2) 算定式等

実質公債費比率の算定式は次のとおりで、この式に基づき算定した前3か年の比率を平均したものが当年度の実質公債費比率である。

$$\text{実質公債費比率 (単年度)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金}) + (\text{準元利償還金}) - (\text{特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{標準財政規模}) - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{H30} + \text{H29} + \text{H28}}{3} = \frac{(7.58478 + 8.89983 + 8.81184)}{3} = 8.4\%$$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額、単年度の比率並びに実質公債費比率は、次のとおりである。

(千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
分子 (A)	25,467,779	29,538,772	28,727,690	30,837,615
分母 (B)	335,774,656	331,902,527	326,012,259	329,088,724
単年度の比率 (A/B)	7.58478%	8.89983%	8.81184%	9.37061%
実質公債費比率	平成30年度	(3か年平均) 8.4%		
	平成29年度		(3か年平均) 9.0%	

(注) 単年度の比率は小数第五位まで算出し、3か年平均の比率は小数第二位以下を切り捨てる。

(3) 算定結果

平成30年度の実質公債費比率は、平成30年度、平成29年度及び平成28年度の単年度の比率を平均した結果8.4%となり、前年度より0.6ポイント低くなっている。

平成30年度	平成29年度	比較増減(△)
8.4%	9.0%	△0.6

(4) 前年度との比較

実質公債費比率（単年度）を前年度と比較すると、「地方債の元利償還金」の減により分子の額が減少し、「標準税収入額等」の増により分母の額が増加した。
その結果、前年度と比較して約1.3ポイント低くなっている。

分子（A）

（千円）

区 分		平成30年度	平成29年度	比較増減（△）
地方債の元利償還金及び準元利償還金	地方債の元利償還金	67,016,184	74,465,078	△ 7,448,894
	準元利償還金	4,306,809	4,187,176	119,633
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	3,637,736	3,509,015	128,721
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	482,470	489,996	△ 7,526
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	177,936	177,936	0
	一時借入金の利子	8,667	10,229	△ 1,562
計		71,322,993	78,652,254	△ 7,329,261
地方債償還の元利償還差引くもの	特定財源	3,533,978	7,183,690	△ 3,649,712
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	42,321,236	41,929,792	391,444
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	3,990,830	4,007,769	△ 16,939
	災害復旧費等に係る基準財政需要額	37,493,203	37,015,866	477,337
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金（地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。）	837,203	906,157	△ 68,954
計		45,855,214	49,113,482	△ 3,258,268
分子の額		25,467,779	29,538,772	△ 4,070,993

分母（B）

（千円）

区 分		平成30年度	平成29年度	比較増減（△）
標準財政規模		378,095,892	373,832,319	4,263,573
標準税収入額等		148,289,659	142,071,410	6,218,249
普通交付税額		203,109,639	203,985,161	△ 875,522
臨時財政対策債発行可能額		26,696,594	27,775,748	△ 1,079,154
標準財政規模から差引くもの	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	42,321,236	41,929,792	391,444
分母の額		335,774,656	331,902,527	3,872,129

4 将来負担比率の状況

(1) 将来負担比率とは

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

(2) 算定式

将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(将来負担額)} \\ 812,577,566 \text{千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(充当可能財源等)} \\ 661,194,080 \text{千円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ \text{— (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \\ 378,095,892 \text{千円} \end{array} - 42,321,236 \text{千円}} = 45.0\%$$

(注) 将来負担比率については、小数第二位以下は切り捨てる。

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額は、次のとおりである。

(千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	比較増減 (△)
分 子 (A)	151,383,486	157,941,366	△ 6,557,880
分 母 (B)	335,774,656	331,902,527	3,872,129
将来負担比率 (A/B)	45.0%	47.5%	△ 2.5

(3) 算定結果

将来負担比率は45.0%で、前年度の47.5%と比較して2.5ポイント低くなっている。

平成30年度	平成29年度	比較増減(△)
45.0%	47.5%	△2.5

(4) 前年度との比較

将来負担比率を前年度と比較すると、「地方債の現在高」の減により分子の額が減少し、「標準税収入額等」の増により分母の額が増加した。
その結果、前年度と比較して2.5ポイント低くなっている。

分子 (A)

(千円)

区 分		平成30年度	平成29年度	比較増減(△)
将 来 負 担 額	地方債の現在高	623,784,116	636,456,432	△ 12,672,316
	債務負担行為に基づく 支出予定額	370,622	471,958	△ 101,336
	公営企業債等繰入見込額	42,888,595	39,693,451	3,195,144
	組合負担等見込額	4,246,407	4,436,199	△ 189,792
	退職手当負担見込額	140,453,849	140,613,974	△ 160,125
	設立法人の負債額等負担 見込額	833,977	644,389	189,588
	連結実質赤字額	0	0	0
	組合連結実質赤字額 負担見込額	0	0	0
	計	812,577,566	822,316,403	△ 9,738,837
将 来 引 く も の 額 か ら 差	充 当 可 能 基 金	93,048,491	91,008,024	2,040,467
	充 当 可 能 特 定 歳 入	18,071,106	19,147,781	△ 1,076,675
	基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	550,074,483	554,219,232	△ 4,144,749
	計	661,194,080	664,375,037	△ 3,180,957
分子の額		151,383,486	157,941,366	△ 6,557,880

分母 (B)

(千円)

区 分		平成30年度	平成29年度	比較増減(△)
標準財政規模		378,095,892	373,832,319	4,263,573
標準税収入額等		148,289,659	142,071,410	6,218,249
普通交付税額		203,109,639	203,985,161	△ 875,522
臨時財政対策債発行可能額		26,696,594	27,775,748	△ 1,079,154
標準財政規模か ら差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準財 政需要額算入額	42,321,236	41,929,792	391,444
分母の額		335,774,656	331,902,527	3,872,129

平成30年度沖縄県資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年8月1日付け総財第228号をもって審査に付された平成30年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

2 審査の概要

審査に当たっては、資金不足比率の算定が、関係法令に沿って正確に行われているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として実施した。

3 審査の結果

審査に付された次の11公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に算定し、適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率

会 計 名	平成30年度	平成29年度	経営健全化 基準 (%)
①沖縄県水道事業会計	—	—	20.0
②沖縄県工業用水道事業会計	—	—	20.0
③沖縄県病院事業会計	—	—	20.0
④沖縄県下水道事業特別会計	—	—	20.0
⑤沖縄県国際物流拠点産業集積 地域那覇地区特別会計	—	—	20.0
⑥沖縄県中央卸売市場事業 特別会計	—	—	20.0
⑦沖縄県宜野湾港整備事業 特別会計	—	—	20.0
⑧沖縄県中城湾港（新港地区） 整備事業特別会計	—	—	20.0
⑨沖縄県中城湾港（新港地区） 臨海部土地造成事業特別会計	—	—	20.0
⑩沖縄県中城湾港（泡瀬地区） 臨海部土地造成事業特別会計	—	—	20.0
⑪沖縄県中城湾港マリン・タウン 特別会計	—	—	20.0

（注）資金不足額が生じていないため、「—」で表示している。

4 審査の意見

審査した上記11公営企業会計においては、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

資金不足比率の概要

1 資金不足比率の状況

(1) 資金不足比率とは

資金不足比率は、地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

公営企業は必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければならないため（独立採算の原則）、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支（企業の経営状況）を事前に確認する必要がある。

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(2) 算定式

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(3) 算定結果

資金不足比率は、各会計とも資金の不足額がないため、前年度と同様、算定されない。

(参考) 1 用語の説明

用語	説明
一般会計等	地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもの。
実質収支	当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額。 通常「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額。
公営企業 (法適用企業) (法非適用企業)	<p>公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類される。地方公共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義している。</p> <p>法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）がある。</p> <p>法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）がある。 公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。</p> <p>法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われる。</p>
資金の不足額	公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本とする。
早期健全化基準	地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。
財政再生基準	地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。
経営健全化基準	地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。

(参考) 2 比率算定の対象となる範囲

一般会計等	一般会計		沖縄県農業改良資金特別会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
	一般会計等に属する特別会計								沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計
									沖縄県中小企業振興資金特別会計
									沖縄県下地島空港特別会計
									沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計
									沖縄県所有者不明土地管理特別会計
									沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計
									沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計
									沖縄県産業振興基金特別会計
									沖縄県公債管理特別会計
		公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に属する特別会計						
				沖縄県国民健康保険事業特別会計					
法適用	宅地造成事業以外				沖縄県水道事業会計				
					沖縄県工業用水道事業会計				
					沖縄県病院事業会計				
					沖縄県下水道事業特別会計				
					沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計				
					沖縄県中央卸売市場事業特別会計				
					沖縄県宜野湾港整備事業特別会計				
					沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計				
			法非適用（特別会計）	宅地造成事業			沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計		
							沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計		
					沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計				
					沖縄県離島医療組合				
					那覇港管理組合				
一部事務組合									
地方公社・第三セクター等			沖縄県土地開発公社						
			沖縄県産業振興公社						
			沖縄県信用保証協会						
			沖縄県農業振興公社						
			八重山漁業協同組合						
			宮古島漁業協同組合						